

自衛隊出動と国会報告

三三三三三

公明党の佐藤茂樹でございます。

前の方が予定より早く終わられたので、びっくりして飛んでまいりましたけれども。

一昨日の当委員会におきましては、イラクにおける日本人の拘束事件、並びに北朝鮮の核実験疑惑のことがありましたので、それを中心にしましたので本来用意しておりましたこの法案の中身についての質問ができませんでした。きょうは三十分時間をいただきましたので、じっくりとやらせていただきたいと思います。

それで、今、巷間、修正協議等の話があるという報道されているわけですが、一つは、国会の関与についてこの法案をどう考えていくのかということが一つのポイントになるう、そのように思うわけでございますが、事前に与党との協議の中で、我々は、第五項に国会報告を盛り込むべきであるということ、そのとおり政府の方で修正をさせていただいたわけでございます。

これをどう考えるかということなんです、第六章の自衛隊の行動、幾つかございます。第三条の自衛隊の任務で大別されるのは、二つ大きく分かれるわけですね。一つは、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することのための第七十六条の防衛出動、こういう本来任務と、それともう一つは、第三条第一項の公共の秩序の維持の活動、こういうふうに大別されるわけです。

この第六章の自衛隊の行動の中には、防衛出動とあわせまして、そのほかの公共の秩序の維持に当たる行動というものがずつと書かれていくわけですが、その公共の秩序の維持の中でも、第七十八条の命令による治安出動のみが国会の承認を必要としているわけでございます。

これをまず前提に置いた上で、今回の弾道ミサイル破壊措置というのは、防衛庁長官も言われておりますが、公共の秩序の維持の活動の中でも、いわば警察権の行使である、そのように防衛庁長官はたびたび答弁をされているわけですが、そういう点で見えてきますと、私は今回の弾道ミサイル破壊措置というのは、防衛出動や命令による治安出動と違っています、我が国の防衛とかそういうことよりも、現に我が国に落ちてくるミサイルをただ破壊するだけの行為であるということが一つですね。破壊しなければ、人命であるとか、また国民の財産に影響を与えてしまう、そういうものに対して、ただ破壊をしよう、さらに、それは瞬時の行動であって、極めて不可逆的な、そういう行為である。

そういうことから考えますと、私自身も、今回のこの法案につきましては、国会報告で十分であって、国会の事後承認というのは必要ではない、そのように考えるわけですが、まず、政府の考え方として、この国会の関与について、命令による治安出動のような事後承認というものを必要とされなかった理由は何かということ、

それと、今回、弾道ミサイル防衛というのは、新たな脅威という

ことで、新たな自衛隊の任務ということで入れてきたわけですね。しかし、これから新たな脅威というのは今後もしる考えられるわけです。例えば生物化学テロに対してどう対応していくのかとか、また、ゲリラ・コマンドーに対してさらにどういうように対応していくのかとかいろいろなことが考えられると、そのたびにまたこの国会の事後承認という議論がいろいろ出てくるかと思うんですけれども、今、現時点で考えておられる国会の事後承認を必要とされる場合と国会の事後承認を必要とされない場合、その判断基準を政府としてどういうように考えておられるのか、やはり明確にこの時点でされておいた方がいいんではないかな、そのように思っていますが、以上二点、御答弁をいただきたいと思えます。

大野国務大臣 一言で言いますと、やはり国民の権利義務に大きな影響を及ぼす行動であるかどうか、これは非常に大きなポイントであると私は思っております。また、その行動が他国の財産、人命に影響を与えるものかどうか、こういう点も配慮していかなきゃいけない。やはりそういう、人命にどの程度影響を与えるのか、権利義務にどのような影響を与えるのか、こういうポイントだと思えます。

今回のミサイル防衛についての考え方でありますけれども、これは、ほっておけば命も財産も被害に遭ってしまうわけですね。絶対にこれはやらなきゃいけない行動であります。やらなくてもいいことではありません、絶対にやらなきゃいけない行動であります。そして、今佐藤委員もおっしゃったとおり、不可逆的な行動であります。

す。そういう点。

そして、この行動は一体どういう行動なのか、その特性をみますと、一つは、撃ってきたものを迎撃して落下させる、こういうことでありますし、もう一つは、やはり、落下させるという意味で、絶対に国民の生命財産を守らなきゃいけないという背景がある。必要かつ当然の行動である、必要かつ当然の措置である、こういう問題があります。それからもう一つは、相手国の領域内で生命あるいは財産に損害を与えるものではない、こういう特性があるわけでありませぬ。

その中で、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、国民に対する私権の制限とかそういう観点から考えますと、国会の関与を必要とする防衛出動あるいは治安出動などのような他の自衛隊の行動に比べて、今申し上げましたような国民に対する私権の制限、こういう意味ではもう本当に限定されているわけでありませぬ。

したがって、以上のようなことを考えれば、私は、今回の措置は、事前であっても事後であっても、事前ということはあり得ないのですけれども、事後であっても国会の承認を要するまでの必要はない、このように思っております。

なお、国会への報告でありますけれども、この点はやはり、自衛隊が、武力行使とまでは言いません、武器の行使とまでは言いません、実力を行使する行動であります。そしてまた、特に八十二条の二の第一項のケースでいいますと、やはりそれが武力攻撃事態にながっていったら、防衛出動下令につながっていく可能性がある。こ

ういうことを考えれば、やはり私は、国会への報告はきちつとしておくべき筋合いのものだろうな。そこに私は報告とそれから承認の違いがあるのではなからうか、このように思っております。

佐藤委員　そこで、我々も修正のときにこのことはあえて触れなかつたんですけれども、政府答弁としてきちつと残していただきました。この第五項に国会報告というものを入れさせていただきました。「速やかに、国会に報告しなければならぬ。」ということなんですけれども、これは、通常の国会開会中の際、さらに国会閉会中の際、そしてさらに衆議院解散の場合、こういう三種類にそれぞれ分かれると思うんですけれども、ここで言う「速やかに、」というのは、それぞれの状態のときに、弾道ミサイルが飛んでくるというような事態が起こった場合にどういうタイミングで報告をされるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

大野国務大臣　国会開会中であるうとも国会閉会中であるうとも報告をする、当然のことです。報告の仕方は、内閣総理大臣から衆参両院の議長に対し文書により報告させていただきます。それから、衆議院が解散中の場合であっても、参議院議長に対して内閣総理大臣から文書により報告をいたします。

それでは、どういうタイミングでやるのか。これはもう直ちにどうか「速やかに、」と書いてあると思えますけれども、速やかにさせていただくということでございます。

この報告に基づいて国会でどのような審議を行うか。これは国会のほうで考えていただきたい、決めていただきたいと思えますし、

また、国会への報告も、形式的にならずに、これはもう本当に、きちつと、可能な限り具体的に報告をさせていただいて、そして国会で十分御議論をいただけるようにしたい、このように思っております。

佐藤委員　それで、今、事後承認の件で、私権の制限というのは極めて今回限定されているんだ、そういうお話がございましたので、本来時間をかけてやりたかつた質問を最後にちよつと回しまして、果たして、この弾道ミサイルへの対処によって、その対処することによって国民生活がどれだけのいろいろな意味で制限されるのか、そのことについてちよつと明確にこの委員会で御答弁をいただきたいと思っております。

例えば、四月五日の東京新聞では、防衛庁が関係省庁との協議を開始したというように言われております。それは、例えば、今回の弾道ミサイル防衛によってPAC3が民間航空機を誤射する危険を